

第5号議案

平成19年度足立区一般会計予算 予 算 総 則

平成19年度足立区一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(特別区債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる特別区債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表特別区債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成19年2月20日提出

足立区長 鈴木恒年

第1表 歳入歳出予算

歳入

科	目	金 額
款	項	(千 円)
1 特別区税		43,131,155
	1 特別区民税	38,162,816
	2 軽自動車税	285,234
	3 特別区たばこ税	4,683,105
2 地方譲与税		1,313,000
	1 自動車重量譲与税	982,000
	2 地方道路譲与税	331,000
3 利子割交付金		473,000
	1 利子割交付金	473,000
4 配当割交付金		226,000
	1 配当割交付金	226,000
5 株式等譲渡所得割交付金		287,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	287,000
6 地方消費税交付金		6,625,000
	1 地方消費税交付金	6,625,000
7 ゴルフ場利用税交付金		6,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,000
8 自動車取得税交付金		1,432,000
	1 自動車取得税交付金	1,432,000
9 地方特例交付金		892,000
	1 地方特例交付金	892,000

科 目		金 額 (千 円)
款	項	
10	交通安全対策特別交付金	122,000
	1 交通安全対策特別交付金	122,000
11	特別区交付金	94,600,000
	1 特別区財政調整交付金	94,600,000
12	分担金及び負担金	3,610,288
	1 負 担 金	3,610,288
13	使用料及び手数料	3,898,373
	1 使 用 料	2,944,984
	2 手 数 料	953,389
14	国庫支出金	38,310,220
	1 国庫負担金	33,557,263
	2 国庫補助金	4,698,742
	3 国庫委託金	54,215
15	都支出金	13,065,452
	1 都負担金	5,349,435
	2 都補助金	5,911,195
	3 都委託金	1,804,822
16	財産収入	1,625,352
	1 財産運用収入	634,994
	2 財産売払収入	990,358
17	寄 付 金	832
	1 寄 付 金	832

歳入

科	目	金額
款	項	(千円)
18 繰入金		1,905,727
	1 基金繰入金	1,905,724
	2 特別会計繰入金	3
19 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
20 諸収入		3,177,601
	1 延滞金、加算金及び過料	77,112
	2 特別区預金利子	11,040
	3 貸付金元利収入	1,361,152
	4 受託事業収入	125,623
	5 雑入	1,602,674
21 特別区債		4,599,000
	1 土木債	3,968,000
	2 教育債	631,000

歳出

科	目	金 額
款	項	(千 円)
1 議 会 費		961,831
	1 議 会 費	961,831
2 総 務 費		23,456,490
	1 総務管理費	18,011,570
	2 徴 税 費	1,169,145
	3 区 民 費	2,801,631
	4 戸籍及び住民基本台帳費	487,984
	5 選 挙 費	801,057
	6 統計調査費	77,401
	7 監査委員費	107,702
3 民 生 費		85,770,157
	1 社会福祉費	19,501,472
	2 児童福祉費	28,150,762
	3 生活保護費	37,935,209
	4 国民年金費	182,714
4 産 業 経 済 費		2,467,278
	1 産 業 経 済 費	2,349,234
	2 農 業 費	118,044
5 環 境 衛 生 費		16,986,538
	1 環 境 費	1,035,119
	2 衛 生 費	6,576,161

科	目	金 額
款	項	(千 円)
	3 清 掃 費	9,375,258
6 土 木 費		29,801,073
	1 土木管理費	2,239,487
	2 道路橋梁費	4,837,275
	3 河 川 費	138,956
	4 都市計画費	22,585,355
7 教 育 費		22,963,057
	1 教育総務費	6,527,310
	2 小学校費	6,820,912
	3 中学校費	4,278,804
	4 校外施設費	261,834
	5 幼稚園費	2,013,934
	6 社会教育費	2,906,113
	7 社会体育費	154,150
8 公 債 費		14,344,066
	1 公 債 費	14,344,066
9 諸支出金		23,249,510
	1 特別会計繰出金	23,249,510
10 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	220,300,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
足立区土地開発公社に対する債務保証	平成19年度から平成29年度まで	足立区土地開発公社が協調融資団から借り入れる事業資金15億円及び利子相当額
足立区土地開発公社からの用地取得費	平成19年度から平成29年度まで	足立区が足立区土地開発公社から取得する用地費
土地区画整理事業の施行に伴う移転資金融資あっせん及び利子補給	平成19年度から平成39年度まで	足立区が協定金融機関に補給する利子相当額
公共事業の施行に伴う移転融資あっせん及び利子補給	平成19年度から平成39年度まで	足立区が協定金融機関に補給する利子相当額
EAIシステム構築委託	平成20年度から平成20年度まで	273,000千円
電子計算機器賃借	平成20年度から平成23年度まで	158,652千円
住基ネット等機器賃借	平成20年度から平成24年度まで	300,158千円
都市計画道路用地取得関連事務委託	平成20年度から平成21年度まで	100,000千円
PCB廃棄物処理委託	平成20年度から平成20年度まで	2,910千円
(仮称)西部児童館老人館建設工事監理委託	平成19年度から平成20年度まで	7,110千円
(仮称)西部児童館老人館建設工事	平成19年度から平成20年度まで	421,822千円
企業提案型資源回収委託	平成20年度から平成20年度まで	23,954千円
神領堀整備工事	平成20年度から平成20年度まで	36,000千円
佐野六木土地区画整理事業移転工事	平成20年度から平成20年度まで	36,000千円
佐野六木土地区画整理事業移転工事	平成19年度から平成20年度まで	107,000千円
上沼田南土地区画整理事業移転工事	平成20年度から平成20年度まで	79,500千円
上沼田南土地区画整理事業移転工事	平成19年度から平成20年度まで	152,500千円

事 項	期 間	限 度 額
補助第258号線平野三丁目整備工事	平成20年度から 平成20年度まで	250,000千円
放置自転車管理システム用機器賃借	平成20年度から 平成22年度まで	930千円
小学校学習用パソコン賃借	平成20年度から 平成24年度まで	400,326千円
西新井第一小学校耐震補強工事	平成20年度から 平成20年度まで	46,274千円
上沼田小学校耐震補強工事	平成20年度から 平成20年度まで	53,703千円
西新井・中川小学校改築事業事務委託	平成20年度から 平成22年度まで	138,600千円
図書館システム業務端末賃借	平成20年度から 平成22年度まで	1,509千円
図書館検索システム利用者端末賃借	平成20年度から 平成22年度まで	1,275千円

第3表 特別区債

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法
道路整備	1,423,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。
総合住環境整備	227,000	
公園緑地新設拡充	1,946,000	
土地区画整理	372,000	
学校施設改修(投資)	631,000	

利率	償還の方法	備考
<p>7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。</p>	<p>金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>